

平成28年4月から 軽自動車税の 税額が変わります

※税制改正により軽自動車税の税額が変更になります。



1. 原動機付自転車（排気量125cc以下）、二輪車（排気量125cc超）、小型特殊自動車等については、登録年度や燃費の環境負荷に関わらず、全ての車両が新税額になります。（※表1）

2. 軽自動車（四輪以上及び三輪車）の改定内容については、次のとおりです。（※表2）

※初度検査…新車購入時に、最初にナンバーを取得するための検査

① 初度検査が平成27年3月31日以前の車両は、検査から13年が経過するまでは現行金額のままです。

② 初度検査が平成27年4月1日以後の車両は、新税額が適用されます。

③ 初度検査後13年経過した車両（経年重課）は、平成28年度から経年重課の税額が適用されます。

3. 軽自動車（四輪以上及び三輪車）の軽課について（平成28年度のみ）（※表3）

●排出ガスや燃費の性能に優れた、環境負荷の小さい車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽課の税額が適用されます。

●軽課税の対象となるのは、平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に新規登録され、排出ガス・燃費性能の優れた車両です。

●軽課の税額が適用されるのは、平成28年度の1年限りで平成29年度からは標準課税になります。

(ア)電気自動車、天然ガス軽自動車（平成21年度排出ガス規制に適合しかつ平成21年度排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両）

(イ)乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）
かつ平成32年度燃費基準+20%達成

貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）
かつ平成27年度燃費基準+35%達成

(ウ)乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）
かつ平成32年度燃費基準達成

貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）
かつ平成27年度燃費基準+15%達成

※(イ)(ウ)については内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の軽自動車に限ります。

☎ 総務部税務課市民税係 ☎ 67-1837

【表1】

車種区分		税額(年額)	
		平成27年度	平成28年度
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50～90cc以下	1,200円	2,000円
	90～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車125cc超250cc以下		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車250cc超		4,000円	6,000円
二輪の被けん引車		2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
雪上車のうち軽自動車		2,400円	3,600円

【表2】

車種区分		税額(年額)		
		①初度検査が平成27年3月31日以前の車両	②初度検査が平成27年4月1日以後の車両	③初度検査後13年経過した車両（経年重課）
乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪車		3,100円	3,900円	4,600円

【表3】

軽自動車(四輪以上及び三輪車) 平成27年度中(平成27年 4 月 1 日～平成28年 3 月31日)に 新車新規登録された車両						
区 分			標準税額 (表 2－②)	軽課税額		
軽減率			—	(ア) 標準 税額の概 ね75%軽 減	(イ) 標準 税額の概 ね50%軽 減	(ウ) 標準 税額の概 ね25%軽 減
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三輪車			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円